

Joint Local Government Bond

共同発行市場公募地方債

共同発行37道府県・政令指定都市／一般財団法人 地方債協会

商品性

共同発行市場公募地方債は、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体が共同して発行する地方債で、平成15年4月から毎月発行しています。

令和7年度は、次頁の37団体が参加し、全団体が年間発行額全額について連帯債務を負います。

特徴

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7^{*}に基づき37団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます。

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行うため、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置しています。

具体的には、37団体合計で、その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を積み立てることとしています。

3 高い流動性

毎月1,000億円程度(令和7年度)の発行であり、ロットが大きく、流動性が高い債券です。

発行概要

令和7年度発行総額	1兆880億円(毎月1,000億円程度発行)
償還期間・償還方法	10年満期一括償還
各公債の金額	10万円
発行日	毎月25日(但し、25日が銀行休業日に当たる場合は、その前銀行営業日)
利息	固定金利(利率は発行月により異なります)
利払期日	2月及び8月の25日
発行条件決定日	10年国債入札日の原則2銀行営業日後

※発行条件決定予定日、団体別調達予定額及び発行条件については、次のとおり共同発行団体連絡協議会のホームページ(<http://www.kyodohakko.jp/>)で公表しています。

発行条件決定予定日及び団体別調達予定額 発行月の国債入札日の原則3銀行営業日前に公表

発行条件 発行条件決定日に公表

発行団体

北海道	宮城県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県	福井県
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
岡山県	広島県	徳島県	熊本県	大分県	鹿児島県	札幌市	仙台市	千葉市
川崎市	新潟市	静岡市	浜松市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市
福岡市								

令和7年度発行予定額

(単位：億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発行予定額	1,360	1,130	830	805	940	850	880	740	820	820	925	780	10,880

■ 団体別調達予定額

北海道	50	100	150	150	100	100	50	-	-	-	-	-	700
宮城県	-	100	-	-	-	100	-	-	-	100	-	-	300
福島県	30	20	-	30	20	-	30	20	-	40	-	-	190
茨城県	50	50	-	50	40	-	30	-	-	30	-	-	250
埼玉県	100	50	50	-	100	-	-	-	-	100	-	-	400
千葉県	-	-	100	-	100	-	-	50	-	-	-	50	300
神奈川県	100	-	-	-	100	-	-	100	-	-	-	-	300
新潟県	50	40	60	60	40	40	40	40	40	40	40	40	530
福井県	70	-	-	-	-	30	-	-	-	-	-	-	100
長野県	100	-	-	-	-	100	-	-	100	-	-	-	300
岐阜県	-	20	-	30	-	50	-	40	-	30	-	50	220
静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	100	-	300
愛知県	50	50	-	-	50	-	100	-	-	50	-	-	300
三重県	-	-	-	-	-	110	-	-	70	30	30	-	240
京都府	100	150	-	100	-	-	-	170	-	-	-	-	520
大阪府	100	-	-	-	-	-	200	100	100	100	100	100	800
兵庫県	100	100	-	100	100	-	100	-	-	-	100	-	600
奈良県	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	100
岡山県	-	-	10	-	-	30	-	-	30	-	30	-	100
広島県	100	-	100	-	100	-	-	-	100	-	-	-	400
徳島県	-	-	-	50	-	-	-	-	50	-	50	-	150
熊本県	50	-	50	50	-	50	-	-	50	-	50	-	300
大分県	-	-	45	45	-	-	-	-	-	-	15	-	105
鹿児島県	50	50	40	50	50	40	50	40	50	50	40	40	550
札幌市	100	100	-	-	-	100	-	-	-	-	-	100	400
仙台市	30	30	-	30	30	30	30	30	30	-	30	30	300
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	150
川崎市	70	-	-	-	10	-	-	20	-	-	-	20	120
新潟市	-	-	40	-	-	50	-	50	-	50	-	-	190
静岡市	-	40	-	-	30	-	50	-	-	-	30	-	150
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	50	-	100
京都市	-	80	50	-	20	-	50	-	50	-	50	-	300
大阪市	-	50	-	-	-	-	50	-	-	100	100	100	400
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100
広島市	-	-	30	-	-	20	-	30	-	-	20	-	100
北九州市	60	100	40	60	-	-	-	-	-	-	40	-	300
福岡市	-	-	65	-	50	-	-	50	-	-	50	-	215
団体数	19	17	14	13	16	14	13	13	13	13	18	11	37

(注) 上記のうち、月別予定額は今後変更される可能性があります。

地方債の安全性

地方債の安全を守る仕組み

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスク・ウェイトは、国債と同じく0%とされています。

1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- (1) 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- (2) 地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- (3) 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- (4) 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入

➡ 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

※上記(2)(3)(4)の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となります。

2 地方債の借入れ時の措置=早期是正措置としての起債許可制度

- (1) 実質赤字額が一定以上である地方公共団体に対する起債許可制度
一定以上の実質赤字額を生じた地方公共団体は、起債許可を要することとされています。
- (2) 実質公債費比率※が高い地方公共団体に対する起債許可制度
実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、起債許可を要することとされています。

※実質公債費比率の算定式は以下のとおりです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{「公債費等に充当した一般財源」}-\text{「普通交付税措置のある公債費等」}}{\text{「地方税等+普通交付税等」}-\text{「普通交付税措置のある公債費等」}} \quad (\text{3か年平均})$$

➡ 地方債の元利償還に支障を来たさないよう、早期是正措置として、財政状況が一定程度悪化した団体については起債許可を要することとされています。

3 財政の早期健全化、財政の再生=財政再建制度の強化

財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行されました。

地方公共団体の債務を幅広くよりの確に捉えた下表の指標が公表され、財政全体のディスクロージャーが促進されています。①~④のいずれかの指標が早期健全化基準以上となった団体は自主的な改善努力による財政の早期健全化が行われ、①~③のいずれかの指標が財政再生基準以上となった団体は、地方債の償還を含め国等の関与による確実な財政の再生が行われます。

	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率	道府県: 3.75% 市町村: 財政規模に応じ11.25~15%	道府県: 5% 市町村: 20%
② 連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率	道府県: 8.75% 市町村: 財政規模に応じ16.25~20%	道府県: 15% 市町村: 30%
③ 実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村: 25%	都道府県・市町村: 35%
④ 将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市: 400% 市町村: 350%	—

➡ 地方財政の情報開示の徹底、早期健全化、国の関与による財政再生等により、地方債の元利払いが確実にされるよう担保されています。

Q & A

Q1 37道府県・政令指定都市が共同発行市場公募地方債を発行する目的は何ですか？

A1 発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行やファンドの設置、大規模地方公共団体が参加していることによって確保される良好な基礎的条件（財政規模、人口、経済力等）などにより、優れた商品性を実現し、安定的な資金調達を行うことを目的としています。

また、共同発行市場公募地方債は地方債のベンチマーク債として定着し、地方債市場全体の発展に貢献しています。

Q2 連帯債務方式とはどのようなものですか？

A2 共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7の規定に基づき、連帯債務方式をとっています。連帯債務とは、連帯債務者の一人一人がそれぞれ債務の全部について履行責任を負うものです（民法第436条）。したがって、共同発行市場公募地方債においては、37団体の各々が年間発行額の全額について償還責任を負っており、償還確実性に関して極めて強固な仕組みをとっています。

Q3 ファンド（流動性補完措置）は具体的にどのように活用されるのですか？

A3 ファンドは万一の災害等に伴う不測の事態においても期日どおりに元利金を支払うこと（タイムリーペイメントの確保）を明確に示すため、募集受託銀行に対する預金として一定額を預け入れる形で設置しています。

ファンドの具体的な活用方法としては、例えば、災害等が発生した場合において、発行団体が当該預金（ファンド）を取り崩して支払いに充てるなどの対応が考えられます。

Q4 実際に資金を調達する団体が毎回変わるため評価が難しいのではないですか？

A4 実際に資金を調達する団体は毎回変わりますが、資金調達の有無に関わらず、毎回全37団体の連帯債務方式で発行され、37団体の各々が年間発行額の全額について償還責任を負うこととなっています。したがって、共同発行市場公募地方債は毎回均質な債券です。

発行実績

令和5年度

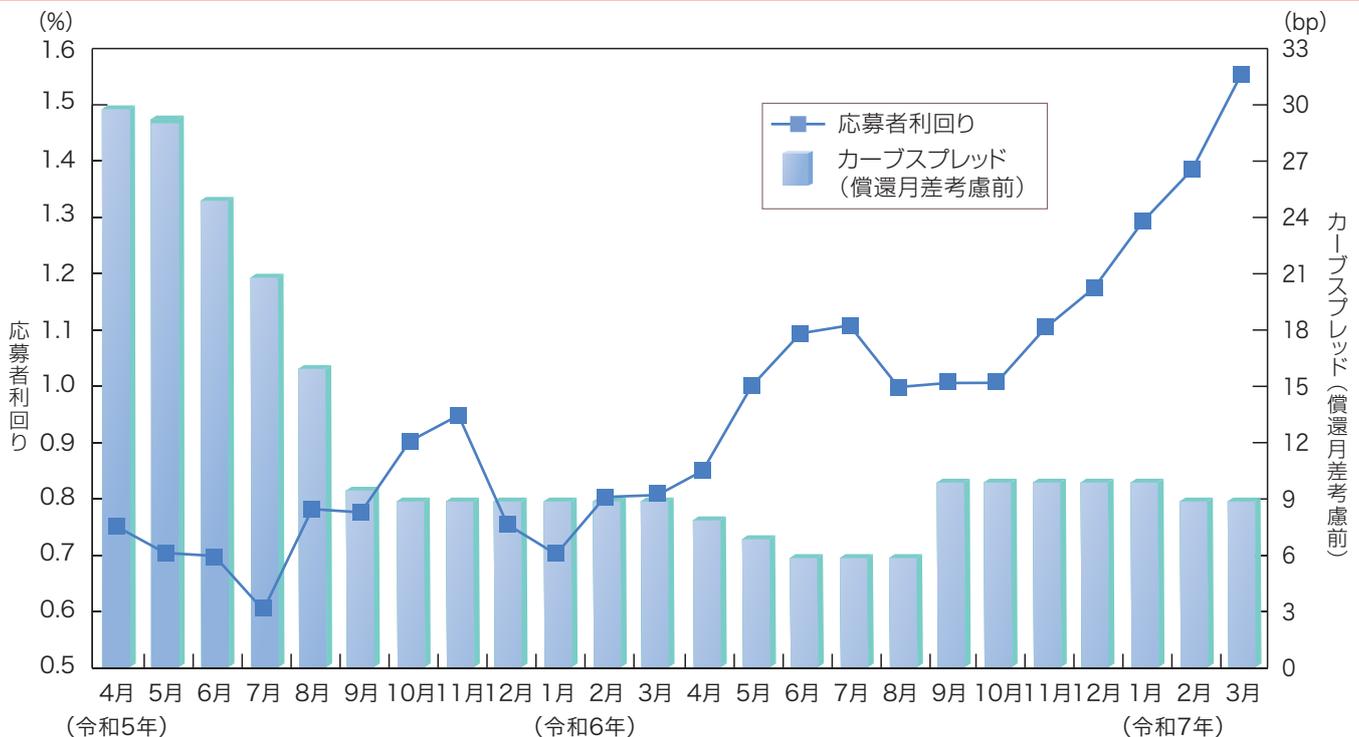
発行月	発行額 (億円)	表面 利率	発行価格	応募者 利回り	対国債スプレッド (カーブ比)
4月	1,280	0.765%	100円00銭	0.765%	30.0bp
5月	1,120	0.701%	100円00銭	0.701%	29.0bp
6月	1,010	0.681%	100円00銭	0.681%	25.0bp
7月	780	0.590%	100円00銭	0.590%	21.0bp
8月	950	0.778%	100円00銭	0.778%	16.0bp
9月	970	0.762%	100円00銭	0.762%	10.0bp
10月	770	0.899%	100円00銭	0.899%	9.0bp
11月	715	0.948%	100円00銭	0.948%	9.0bp
12月	760	0.759%	100円00銭	0.759%	9.0bp
1月	810	0.700%	100円00銭	0.700%	9.0bp
2月	965	0.816%	100円00銭	0.816%	9.0bp
3月	700	0.826%	100円00銭	0.826%	9.0bp

令和6年度

発行月	発行額 (億円)	表面 利率	発行価格	応募者 利回り	対国債スプレッド (カーブ比)
4月	1,250	0.856%	100円00銭	0.856%	8.0bp
5月	1,160	0.986%	100円00銭	0.986%	7.0bp
6月	955	1.081%	100円00銭	1.081%	6.0bp
7月	785	1.165%	100円00銭	1.165%	6.0bp
8月	940	0.963%	100円00銭	0.963%	6.0bp
9月	860	1.028%	100円00銭	1.028%	10.0bp
10月	750	1.029%	100円00銭	1.029%	10.0bp
11月	725	1.111%	100円00銭	1.111%	10.0bp
12月	800	1.173%	100円00銭	1.173%	10.0bp
1月	840	1.286%	100円00銭	1.286%	10.0bp
2月	985	1.380%	100円00銭	1.380%	9.0bp
3月	700	1.541%	100円00銭	1.541%	9.0bp

※対国債スプレッドは引受会社による計算を参考

応募者利回りとカーブスプレッドの推移(償還月差考慮前)(令和5年4月~令和7年3月まで)



ご注意

共同発行市場公募地方債は、満期前でも売却し、換金することが可能ですが、市場実勢(時価)での売買となるため、売却時に市場の金利が購入時よりも高く(低く)なっている場合には、売却損(売却益)が出ることとなります。ただし、満期まで保有された場合には、額面で元本が支払われます。

■発行条件や発行額等、発行に関する事項については取扱金融機関にお問合せください。

■当資料は令和7年3月末現在において作成しています。

アクセスガイド

共同発行市場公募地方債に関するより詳しい内容については、共同発行市場公募地方債を発行する37の地方公共団体又は一般財団法人 地方債協会(TEL03-5211-5291)までご照会ください。また、共同発行団体連絡協議会ホームページ(<http://www.kyodohakko.jp/>)や(一財)地方債協会ホームページ(<https://www.chihousai.or.jp/>)もご参照ください。

団体名	所在地	担当部署	TEL FAX	URL
北海道	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	総務部財政局財政課	011-204-5300 011-232-8657	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/zaisei/dosai/top.html
宮城県	〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号	総務部財政課	022-211-2312 022-211-2395	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zaisei/
福島県	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	総務部財政課	024-521-7029 024-521-7910	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115b/
茨城県	〒310-8555 水戸市笠原町978番6	総務部財政課	029-301-2357 029-301-2369	http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/zaisei/index.html
埼玉県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	企画財政部財政課	048-830-2178 048-830-4713	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0103/saitamakensai/index.html
千葉県	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	総務部財政課	043-223-2074 043-224-3884	http://www.pref.chiba.lg.jp/zaisei/kensai/index.html
神奈川県	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	総務局財政部財政課	045-210-2269 045-210-8805	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v6g/cnt/f6946/
新潟県	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	総務部財政課	025-280-5038	http://www.pref.niigata.lg.jp/
福井県	〒910-8580 福井市大手3-17-1	総務部財政課	0776-20-0233 0776-20-0629	http://www.pref.fukui.lg.jp/gyosei/gyozaisei/cat4309/index.html
長野県	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	総務部財政課	026-235-7042 026-235-7475	https://www.pref.nagano.lg.jp/
岐阜県	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1	総務部財政課	058-272-1896 058-278-2531	https://www.pref.gifu.lg.jp/
静岡県	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	財務部財政課	054-221-2035 054-221-2750	https://www.pref.shizuoka.jp/index.html
愛知県	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	総務局財務部資金企画課	052-954-6045 052-954-6933	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shikin-kikaku/
三重県	〒514-8570 津市広明町13番地	総務部財政課	059-224-2119 059-224-2125	https://www.pref.mie.lg.jp/ZAISEI/HP/kensai/
京都府	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪/内町	総務部財政課	075-414-4415 075-441-7308	http://www.pref.kyoto.jp
大阪府	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22	財務部財政課	06-6944-8358 06-6944-8359	http://www.pref.osaka.lg.jp/zaisei/kosai2/index.html
兵庫県	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	財務部財政課	078-362-9051 078-362-9049	https://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate3_614.html
奈良県	〒630-8501 奈良市登大路町30番地	総務部財政課	0742-27-8362 0742-23-6895	https://www.pref.nara.jp/
岡山県	〒700-8570 岡山市北区山下2丁目4番6号	総務部財政課	086-226-7231 086-221-6798	https://www.pref.okayama.jp/soshiki/8/
広島県	〒730-8511 広島市中区基町10-52	総務局財政課	082-513-2291 050-3156-3480	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/12/
徳島県	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	企画総務部財政課	088-621-3204 088-621-2827	https://www.pref.tokushima.lg.jp/
熊本県	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	総務部財政課	096-333-2084 096-382-7815	http://www.pref.kumamoto.jp/
大分県	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	総務部財政課	097-506-2355 097-506-1718	http://www.pref.oita.jp/soshiki/11400/
鹿児島県	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	総務部財政課	099-286-2179 099-286-5512	http://www.pref.kagoshima.jp/kensei/zaisei/kensai/index.html
札幌市	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	財政局財政部企画調査課	011-211-2216 011-218-5147	https://www.city.sapporo.jp/zaisei/shisai/index.html
仙台市	〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	財政局財政部財政課	022-214-8112 022-262-6709	http://www.city.sendai.jp/shikin/shise/zaise/zaimu/zaise/sendashi/
千葉市	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号	財政局財政部資金課	043-245-5078 043-245-5535	http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/shikin/
川崎市	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町一番地	財政局財政部資金課	044-200-2182 044-200-3904	https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-4-1-0-0-0-0-0-0.html
新潟市	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602-1	財務部財務企画課 資金グループ	025-226-2192 025-223-1557	http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaimu/index.html
静岡市	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	財政局財政部財政課	054-221-1536 054-221-1749	https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3627/s008133.html
浜松市	〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2	財務部財政課	053-457-2271 050-3730-0119	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/yosan/index.html
京都市	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	行財政局財政室	075-222-3290 075-222-3283	http://www.city.kyoto.lg.jp/
大阪市	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20	財政局財務部財源課	06-6208-7731 06-6202-6951	https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/index.html
神戸市	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	行財政局財務課	078-322-5137 078-322-6025	http://www.city.kobe.lg.jp/information/about/financial/index.html
広島市	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34	財政局財政課	082-504-2074 082-504-2099	http://www.city.hiroshima.lg.jp
北九州市	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号	財政・変革局財務部財政課	093-582-2003 093-582-2070	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu05_0161.html
福岡市	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1	財政局財政部総務資金課	092-711-4592 092-733-5586	http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/somushikin/shisei/shisai.html

Joint Local Government Bond